

平成26年第1回下仁田町議会定例会会議録第2号（12日）

招集年月日	平成26年3月10日					
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場					
開閉会日時	開 会	平成26年 3月10日午前10時00分			議 長	佐藤 公夫
及び宣言	閉 会	平成26年 3月19日午後1時30分			議 長	佐藤 公夫
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 12名 欠席 名 欠員 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招示す	議席番号	氏 名	出席等の別	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	永 井 正 之	○	7	佐 藤 勇 二	○
	2	木 暮 弘 元	○	8	千 野 榮 治	○
	3	矢 嶋 榮 一	○	9	島 崎 紘 一	○
	4	原 秀 男	○	10	堀 口 博 志	○
	5	岩 崎 正 春	○	11	岡 田 武 二	○
	6	高 瀬 政 信	○	12	佐 藤 公 夫	○
会議録署名議員	6番	高 瀬 政 信	7番	佐 藤 勇 二		
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局 長	齊 藤 昇 久		書 記	並 木 文 子	
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	金 井 康 行		ガス水道課長	金 井 義 富	
	副 町 長	—————		水 道 課 長	(ガス水道課長兼務)	
	教 育 長	吉 井 誠		教 育 課 長	竹 内 芳 則	
	総 務 課 長	永 井 正 信		ジオパーク推進室長	神 戸 哲	
	企 画 財 政 課 長	神 戸 康 全				
	健 康 課 長	神 宮 喜 美				
	産 業 振 興 課 長	加 庭 紀 夫				
	会 計 課 長	茂 木 政 美				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第1号 議員派遣の件について
- 2 第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度下仁田町一般会計補正予算（第6号））
- 3 第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度下仁田町一般会計補正予算（第7号））
- 4 第3号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 5 第4号議案 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について
- 6 第5号議案 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財案処分に関する協議について
- 7 第6号議案 富岡市甘楽郡障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 8 第7号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 第8号議案 下仁田町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 10 第9号議案 下仁田町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 11 第10号議案 下仁田町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 12 第11号議案 下仁田町グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 13 第12号議案 下仁田町立学校屋内運動場の使用料等に関する条例の一部を改正する条例
- 14 第13号議案 下仁田町屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 15 第14号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 16 第15号議案 下仁田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 17 第16号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 18 第17号議案 下仁田町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 19 第18号議案 下仁田町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 20 第19号議案 下仁田町簡易水道等事業条例及び下仁田町簡易水道等事業分担金徴

収条例の一部を改正する条例

- 21 第20号議案 町道路線の廃止について
- 22 第21号議案 町道路線の変更について
- 23 第22号議案 指定管理者の指定について
- 24 第23号議案 平成25年度下仁田町一般会計補正予算（第8号）
- 第24号議案 平成25年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第25号議案 平成25年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第26号議案 平成25年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第27号議案 平成25年度下仁田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第28号議案 平成25年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 第29号議案 平成25年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第30号議案 平成25年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第5号）
- 25 第31号議案 平成26年度下仁田町一般会計予算
- 第32号議案 平成26年度下仁田町国民健康保険特別会計予算
- 第33号議案 平成26年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第34号議案 平成26年度下仁田町介護保険特別会計予算
- 第35号議案 平成26年度下仁田町簡易水道事業特別会計予算
- 第36号議案 平成26年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算
- 第37号議案 平成26年度下仁田町水道事業会計予算
- 第38号議案 平成26年度下仁田町ガス事業会計予算
- 26 陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書
- 請願第2号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願

会 議 の 経 過

開 会 平成26年3月12日 午前10時00分

○議長 佐藤公夫 おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、報告第1号 議員派遣の件について、会議規則第121条第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中に議員派遣がありましたので報告いたします。

○議長 佐藤公夫 日程第2、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度下仁田町一般会計補正予算（第6号））を議題とし、提案理由の説明を企画財政課長に求めます。企画財政課長（神戸康全企画財政課長 登壇）

○企画財政課長 神戸康全 命によりまして、第1号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成25年度下仁田町一般会計補正予算（第6号）を専決処分する。

平成26年2月3日、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。平成25年度下仁田町一般会計補正予算（第6号）、平成25年下仁田町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,244万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,846万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成26年2月3日専決処分、下仁田町長 金井康行。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正額のみ申し上げます。

まず、歳入でございます。14款国庫支出金392万9,000円、18款繰入金41万7,000円、21款町債810万円、歳入合計50億3,601万7,000円に1,244万6,000円を増額し、50億4,846万3,000円でございます。

次に、歳出でございます。8款土木費654万2,000円、11款災害復旧費590万4,000円、歳出合計50億3,601万7,000円に1,244万6,000円を増額し、50億4,846万3,000円でございます。

次に、第2表地方債補正の変更ですが、過疎対策事業債の限度額を2億2,690万円に650万円増額し、2億3,340万円に、災害復旧事業債の限度額を1,150万円に160万円を増額し、1,310万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じと定めたいとするものでございます。

4ページをお願いします。次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また、2の歳入及び3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第1号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第1号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第3、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度下仁田町一般会計補正予算(第7号))を議題とし、提案理由の説明を企画財政課長に求めます。企画財政課長

(神戸康全企画財政課長 登壇)

○企画財政課長 神戸康全 命によりまして、第2号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第2号議案 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり平成25年度下仁田町一般会計補正予算(第

7号)を専決処分する。

平成26年2月26日、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いします。平成25年度下仁田町一般会計補正予算(第7号)、平成25年下仁田町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,249万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7,095万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年2月26日専決処分、下仁田町長 金井康行。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正額のみ申し上げます。

まず、歳入でございます。18款繰入金2,149万2,000円、20款諸収入100万円、歳入合計50億4,846万3,000円に2,249万2,000円を増額し、50億7,095万5,000円でございます。

次に、歳出でございます。2款総務費234万2,000円、8款土木費2,015万円、歳出合計50億4,846万3,000円に2,249万2,000円を増額し、50億7,095万5,000円でございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきまして説明を省略させていただきます。また、2の歳入及び3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。岡田武二君

○11番 岡田武二 さきの大雪のために補正を専決処分を2,249万2,000円を追加したようでございます。これの算出根拠がありましたら、報告をお願いしたいと思っております。

○議長 佐藤公夫 総務課長

○総務課長 永井正信 ただいまの質問でございますが、一般管理費で234万2,000円ほど補正をさせていただいております。報償費としまして31行政区に5万円、それと燃料相当分としまして200人分で79万2,000円を補正をさせていただいております。

○議長 佐藤公夫 産業振興課長

○産業振興課長 加庭紀夫 道路維持費のほうでは、補正2, 015万円ほどさせていただいております。これは町道維持補修ということで、除雪費の見込みを上げさせていただいております。

以上です。

○議長 佐藤公夫 岡田武二君

○11番 岡田武二 除雪費が2, 000万円ほど。報償費が管理費と除雪の補助があるようでございます。例えば住宅災害だとか、ハウスの倒壊だとか、いろいろあるわけですけれども、これはどういう手順でやるのか、お聞きしておきたいんですが。大雪の関係ということの中で、説明いただければ大変ありがたいんですけれども。

○議長 佐藤公夫 産業振興課長

○産業振興課長 加庭紀夫 住宅災害につきましての受け付けは、産業振興課のほうでさせていただいております。手だてにつきましては、広報等で知らせたとおりでございますが、予算措置につきましては、特別交付税の財源を使用して充てたいと考えております。

○議長 佐藤公夫 岡田武二君

○11番 岡田武二 補正の内容と違うわけですが、機会がないので、質問させていただいてるわけですね。例えば農業ハウスの場合は、国・県・町90%ぐらいは補助があるという形であります。

新年度予算の中に原木シイタケ等の補助金が組み込まれているようでございますが、まだ提案されておられません。説明の中ではそういったものが含まれておりますか。パイプハウスについては、倒壊のすべて補助対象ということでございます。ところが、普通の原木栽培のシイタケのフレームについては補償がないというような話を聞いています。下仁田町として今後どういう考え方で臨むのかお聞きしておきたいんですけれども。

○議長 佐藤公夫 産業振興課長

○産業振興課長 加庭紀夫 今、岡田議員さんのご質問でございます。先ほど岡田議員さんおっしゃられたとおり、国の補助、県の補助、町の補助というものが一応きのうの県の会議で正式に決定をいたしました。それを受けまして、ほかのもろもろの手だて等につきましても、富岡甘楽で県の農業普及センターを中心に協議を重ねて、同じような歩調にしたらどうかという意見がありますので、今後調整をし、決定をしていきたいと考えております。

○議長 佐藤公夫 岡田武二君

○11番 岡田武二 大変余分なことでは町民の方は、ないと思いますが、

そういった形の中で、方面も検討していただいているということで解釈してよろしいわけですね。確認だけさせていただきます。

○議長 佐藤公夫 産業振興課長

○産業振興課長 加庭紀夫 そのとおりでございます。結果につきましては、どういう方向になるかわかりませんが、協議を進めております。

○議長 佐藤公夫 そのほかご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第2号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第2号議案は原案のとおり承認されました。

○議長 佐藤公夫 日程第4、第3号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(永井正信総務課長 登壇)

○総務課長 永井正信 命により、第3号議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第3号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を下仁田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求める。

記。住所、XXXXXXXXXX氏名、工藤隆男。XXXXXXXXXX

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

提案理由、工藤隆男氏が平成26年3月22日をもって任期満了となるためでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、採決をいたします。

第3号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 ご異議ないものと認めます。よって、第3号議案は原案のお

り同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第5、第4号議案 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、提案理由の説明を企画財政課長に求めます。企画財政課長

(神戸康全企画財政課長 登壇)

○企画財政課長 神戸康全 命によりまして、第4号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第4号議案 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり関係市町村が協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

規約の変更事由、組合行政改革推進計画により視聴覚ライブラリーの運営について検討した結果、所期の目標が達成できたことに伴い、共同処理する事務を変更（視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務を廃止）する。

なお、別紙につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第4号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第6、第5号議案 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議についてを議題とし、提案理由の説明

を企画財政課長に求めます。企画財政課長

(神戸康全企画財政課長 登壇)

○企画財政課長 神戸康全 命によりまして、第5号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第5号議案 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の規約変更に伴う財産処分に関する協議について、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合規約の変更に伴い、別紙のとおり財産処分することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

財産処分事由、当組合の行政改革推進計画に基づき、理事会において視聴覚ライブラリーの運営について検討した結果、現在実施している視聴覚教材・機材の貸出・保管事業について、平成26年4月1日より富岡市へ移管することで構成市町村の合意が得られたことから、当組合の共同処理する事務である「視聴覚ライブラリーの設置及び管理に関する事務」を平成26年3月31日で廃止することとなり、それに伴い、富岡市に対して、視聴覚ライブラリーに係る一切の財産を帰属させるものである。

なお、別紙につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決をいたします。

第5号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第7、第6号議案 富岡市甘楽郡障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神宮喜美健康課長 登壇)

○健康課長 神宮喜美 命によりまして、第6号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第6号議案 富岡市甘楽郡障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、富岡市甘楽郡障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、別紙のとおり関係市町村が協議のうえ定めることについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

提案理由、平成25年4月1日から「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、平成26年4月1日から「障害程度区分」が「障害支援区分」に名称変更となるためでございます。

なお、別紙につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上ですが、よろしくお願ひします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第6号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第8、第7号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(永井正信総務課長 登壇)

○総務課長 永井正信 命により、第7号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第7号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決をいたします。

第7号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第9、第8号議案 下仁田町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(竹内芳則教育課長 登壇)

○教育課長 竹内芳則 命によりまして、第8号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第8号議案 下仁田町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例、下仁田町社会教育委員設置条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決をいたします。第8号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第10、第9号議案 下仁田町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(竹内芳則教育課長 登壇)

○教育課長 竹内芳則 それでは、命によりまして、第9号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第9号議案 下仁田町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町ふるさとセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。第6条第1項中「施設設備費のみ」を「施設設備費の2分の1」に改める。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第9号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第11、第10号議案 下仁田町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(竹内芳則教育課長 登壇)

○教育課長 竹内芳則 命によりまして、第10号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第10号議案 下仁田町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町社会体育館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第10号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第12、第11号議案 下仁田町グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(竹内芳則教育課長 登壇)

○教育課長 竹内芳則 命によりまして、第11号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第11号議案 下仁田町グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部

を次のように改正する。改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑はないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第11号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第13、第12号議案 下仁田町立学校屋内運動場の使用料等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(竹内芳則教育課長 登壇)

○教育課長 竹内芳則 命によりまして、第12号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第12号議案 下仁田町立学校屋内運動場の使用料等に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町立学校屋内運動場の使用料等に関する条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討

論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第12号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第14、第13号議案 下仁田町屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長
(竹内芳則教育課長 登壇)

○教育課長 竹内芳則 命によりまして、第13号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第13号議案 下仁田町屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町屋外運動場照明施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第13号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第15、第14号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する

る条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神宮喜美健康課長 登壇)

○健康課長 神宮喜美 命によりまして、第14号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第14号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略させていただきます。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしく申し上げます。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第14号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第16、第15号議案 下仁田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(神宮喜美健康課長 登壇)

○健康課長 神宮喜美 命によりまして、第15号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第15号議案 下仁田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げさせていただきましたので省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、改正後の下仁田町後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成26年1月1日から適用する。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくお願ひします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第15号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第17、第16号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。
産業振興課長

(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第16号議案を朗読し、ご提案ご説明いたします。

第16号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例、下仁田町小口資金融資促進条例の一部を次のように改正する。以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第16号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第18、第17号議案 下仁田町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。産業振興課長
(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第17号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第17号議案 下仁田町町営住宅管理条例の一部を改正する条例、下仁田町町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第17号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第19、第18号議案 下仁田町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明をガス水道課長に求めます。ガ

ス水道課長

(金井義富ガス水道課長 登壇)

○ガス水道課長 金井義富 命によりまして、第18号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第18号議案 下仁田町水道事業給水条例の一部を改正する条例、下仁田町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。第27条から第28条までを次のように改める。改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

料金に関する経過措置及び月数の計算につきましても、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第18号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第20、第19号議案 下仁田町簡易水道等事業条例及び下仁田町簡易水道等事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を水道課長に求めます。水道課長

(金井義富水道課長 登壇)

○水道課長 金井義富 命によりまして、第19号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第19号議案 下仁田町簡易水道等事業条例及び下仁田町簡易水道等事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、下仁田町簡易水道等事業条例の一部改正、第1条、下仁田町簡易水道等事業条例の一部を次のように改正する。第

10条第2項の表につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、下仁田町簡易水道等事業分担金徴収条例の一部改正、第2条、下仁田町簡易水道等事業分担金徴収条例の一部を次のように改正する。第3条第3号中の表につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

附則、施行期日、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

料金に関する経過措置及び裏面の月数の計算につきましても、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第19号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第21、第20号議案 町道路線の廃止についてを議題とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。産業振興課長

(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第20号議案を朗読し、ご提案ご説明いたします。

第20号議案 町道路線の廃止について、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を下記のとおり廃止する。廃止の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ご

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第20号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第22、第21号議案 町道路線の変更についてを議題とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。産業振興課長

(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第21号議案を朗読し、ご提案ご説明いたします。

第21号議案 町道路線の変更について、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を下記のとおり変更する。変更内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

以上ですが、よろしくお願いいいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第21号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤公夫 日程第23、第22号議案 指定管理者の指定についてを議題

とし、提案理由の説明を産業振興課長に求めます。産業振興課長

(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第22号議案を朗読し、ご提案ご説明いたします。

第22号議案 指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理を指定することについて、議会の議決を求める。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、下仁田町観光館道の駅。
2、指定管理者となる団体、住所、群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山3766番地11。団体名、有限会社産業 開発しもにた。代表者名、代表取締役金井康行。3、指定の期間、平成26年4月1日から平成31年3月31日まで。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第22号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤公夫 挙手全員です。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

11時5分より再開いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時05分

○議長 佐藤公夫 休憩を解いて再開いたします。

○議長 佐藤公夫 日程第24、第23号議案から第30号議案までを一括議題とし、第23号議案 平成25年度下仁田町一般会計補正予算(第8号)から順次説明を願います。企画財政課長

(神戸康全企画財政課長 登壇)

○企画財政課長 神戸康全 命によりまして、第23号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第23号議案 平成25年度下仁田町一般会計補正予算(第8号)、平成25年度下仁田町の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,936万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億4,159万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。繰越明許費の補正、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費補正」による。地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正額のみ申し上げます。

まず、歳入でございます。1款町税644万3,000円の減、12款分担金及び負担金20万6,000円の減、13款使用料及び手数料44万4,000円、14款国庫支出金450万7,000円の減、15款県支出金285万4,000円、16款財産収入13万円の減、17款寄附金1,140万9,000円、18款繰入金3,389万3,000円の減、20款諸収入20万9,000円、21款町債90万円、歳入合計50億7,095万5,000円から2,936万3,000円を減額し、50億4,159万2,000円としたいとしますのでございます。

次に、歳出でございます。1款議会費9万1,000円の減、2款総務費29万4,000円、3款民生費852万円の減、4款衛生費1,172万3,000円の減、6款農林水産業費269万5,000円の減、7款商工費131万5,000円の減、8款土木費137万4,000円、9款消防費26万7,000円。

次のページをお願いいたします。10款教育費784万4,000円の減、13款諸支出金89万円、歳出合計50億7,095万5,000円から2,936万3,000円を減額し、50億4,159万2,000円としたいとしますのでございます。

次のページをお願いいたします。次に、第2表繰越明許費補正、追加でございますが、款の区分と事業名及び金額を申し上げます。3款民生費、事業名、保育所運営委託648万円、4款衛生費、事業名、簡易水道会計繰出金1,404万円、6款農林水産業費、小規模土地改良事業698万3,000円、8款土木費、一般町道改良657万3,000円、過疎道路基幹整備3,527万3,000円、橋梁維持管理1,398万1,000円、公営住宅建設1,534万7,000円、10款教育費、文化財調査保護1,612万4,000円、11款災害復旧費2,620万1,000円でございます。

次に、第3表地方債補正の変更ですが、過疎対策事業債の限度額を2億3,340万円に90万円増額し、2億3,430万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じと定めたいとします。

次のページをお願いいたします。次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また、2の歳入及び3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 一般会計の説明が終わりました。

続いて、第24号議案 平成25年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、第25号議案 平成25年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び第26号議案 平成25年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、健康課長に説明を求めます。健康課長

（神宮喜美健康課長 登壇）

○健康課長 神宮喜美 命によりまして、第24号議案から第26号議案までを朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第24号議案 平成25年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、平成25年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,202万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,646万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。

歳入、1款国民健康保険税993万4,000円、3款国庫支出金2,202万3,000円の減、4款療養給付費交付金1,831万3,000円、5款前期高齢者交付金30万2,000円の減、6款県支出金61万1,000円の減、7款共同事業交付金514万6,000円の減、9款繰入金1,306万2,000円の減、11款諸収入87万円、歳入合計11億7,848万9,000円から1,202万7,000円を減額し、11億6,646万2,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出、1款総務費96万6,000円、2款保険給付費589万3,000円の減、6款介護納付金31万7,000円の減、7款共同事業拠出金605万9,000円の減、8款保健事業費72万4,000円の減、歳出合計11億7,848万9,000円から1,202万7,000円を減額し、11億6,646万2,000円としたいとするものでございます。

4ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。6ページ以降の歳入、歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、第25号議案をお願いいたします。

第25号議案 平成25年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、平成25年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ523万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,930万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。

歳入、1款後期高齢者医療保険料237万4,000円の減、3款繰入金410万7,000円の減、5款諸収入124万3,000円、歳入合計1億3,454万7,000円から523万8,000円を減額し、1億2,930万9,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出、1款総務費3万1,000円の減、3款後期高齢者医療広域
連合納付金520万7,000円の減、歳出合計1億3,454万7,000
円から523万8,000円を減額し、1億2,930万9,000円とし
たいとするものでございます。

3ページをお願いします。次に、歳入歳出予算事項別明細書でござい
ますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。4ページ以降
の歳入、歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきました
ので省略させていただきます。

次に、第26号議案をお願いいたします。

第26号議案、平成25年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3
号）、平成25年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次
に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ
2,153万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億
8,714万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該
区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予
算補正」による。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、款の区分と補
正予算額のみ申し上げます。

歳入、1款保険料47万4,000円、3款国庫支出金185万2,000
円の減、4款支払基金交付金636万1,000円の減、5款県支出金418
万4,000円の減、7款繰入金960万7,000円の減、歳入合計13
億867万円から2,153万円を減額し、12億8,714万円としたい
とするものでございます。

次に、歳出、1款総務費16万円の減、2款保険給付費2,193万
4,000円の減、5款地域支援事業費56万4,000円、歳出合計13
億867万円から2,153万円を減額し、12億8,714万円としたい
とするものでございます。

4ページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書、1の総括につきま
しては説明を省略させていただきます。5ページ以降の歳入、歳出につきま
しては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略させていた
だきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 次に、第27号議案 平成25年度下仁田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、水道課長に説明を求めます。水道課長（金井義富水道課長 登壇）

○水道課長 金井義富 命によりまして、第27号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第27号議案 平成25年度下仁田町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、平成25年度下仁田町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ663万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,384万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

最初に、歳入でございます。1款水道事業収入93万4,000円の減、2款分担金及び負担金9万9,000円、3款国庫支出金3万1,000円の減、4款繰入金597万2,000円の減、6款諸収入20万2,000円、歳入合計1億9,048万3,000円から663万6,000円を減額し、1億8,384万7,000円としたいとさせていただきます。

次に、歳出でございます。1款水道事業費663万6,000円の減、歳出合計1億9,048万3,000円から663万6,000円を減額し、1億8,384万7,000円としたいとさせていただきます。

3ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正、追加でございます。1款水道事業費、2項施設費、事業名、施設維持費、金額1,404万円でございます。

4ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また、5ページの2の歳出及び7ページの3の歳出につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 次に、第28号議案 平成25年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）について、産業振興課長に説明を求めます。産業振興課長

（加庭紀夫産業振興課長 登壇）

○産業振興課長 加庭紀夫 命によりまして、第28号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第28号議案 平成25年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）、平成25年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ909万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,621万6,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

次ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、款の区分と補正額のみ申し上げます。

歳入、3款国庫支出金909万7,000円の減、歳入合計7,531万3,000円を909万7,000円を減額し、6,621万6,000円としたいとするものでございます。

歳出、1款浄化槽事業費909万7,000円の減、歳出合計7,531万3,000円から909万7,000円を減額し、6,621万6,000円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、1の総括は説明を省略させていただきます。次のページの2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 次に、第29号議案 平成25年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）及び第30号議案 平成25年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第5号）について、ガス水道課長に説明を求めます。ガス水道課長

（金井義富ガス水道課長 登壇）

○ガス水道課長 金井義富 命によりまして、第29号議案及び第30号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

最初に、第29号議案 平成25年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）、総則、第1条、平成25年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成25年度下仁田町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。第1号、給水戸数19戸減し、2,321戸、第2号、年間給水量2万596立方減し、66万6,553立方、第3号、1日平均給水量57立方減し、1,826立方。

収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款の区分と補正予定額を申し上げます。収入、第1款水道事業収益435万5,000円の減、支出、第1款水道事業費用227万7,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のとおり改める。第1号、職員給与費59万3,000円を減額し、3,912万8,000円としたいとします。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

2ページの下仁田町水道事業会計補正予算実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

次に、第30号議案でございます。

第30号議案 平成25年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第5号）、総則、第1条、平成25年度下仁田町ガス事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成25年度下仁田町ガス事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。第1号、供給戸数8戸減し、1,358戸、第2号、年間供給量一万312立方ふやし、87万7,263立方、第3号、1日平均供給量28立方ふやし、2,403立方。

収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款の区分と補正予定額を申し上げます。収入、第1款ガス事業収益269万7,000円の減、支出、第1款ガス事業費用112万8,000円の減。

2ページをお願いいたします。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。第1号、職員給与費4万円を減額し、4,288万7,000円としたいとします。

棚卸資産購入限度額、第5条、予算第10条で定めた棚卸資産購入限度額の「限度額5,671万3,000円」を「限度額5,757万4,000円」に改める。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

3ページの下仁田町ガス事業会計補正予算実施計画以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤公夫 提案説明が終わりましたので、第23号議案から第30号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。それでは、質疑を願います。島崎紘一君

○9番 島崎紘一 さきの全員協議会で質問いたしましたが、十分な答弁が得られてない部分がありましたので、健康課長の説明をお願いします。

○議長 佐藤公夫 健康課長

○健康課長 神宮喜美 さきの全員協議会におきましては、理解不足で答弁できなかったということで、この場を借りましておわび申し上げます。

さきの全員協議会では、介護保険会計からの一般会計への地域包括支援センターへの負担金の関係でございます。執行率、執行状況についてということで伺われたわけですが、地域支援事業費から包括支援センターへの負担金につきましては、従来、年度末で一括で精算するような格好をとらせていただきました。この間、一般会計の財源を立てかえしていただきまして、包括支援センターにおいて介護予防事業、包括的支援事業、任意事業を実施してまいりました。平成25年度につきましては、監査委員さんの指摘もございまして、2月4日に概算払いをさせていただきました。

今後の取り扱いでございますけれども、平成26年度からは、上半期に概算払いを行いまして、年度末に精算するやり方で改めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長 佐藤公夫 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 3月補正といいますと、大体年度末に向けてそれぞれの款項、実績によるところの補正が非常に多いと。そういう中で、執行率はほぼ70から80%、そういう状況であります。この地域包括的支援事業に限ってゼロであると。執行率がゼロのものを、やはりここへ来て補正をつけるのはいかかかなと、そういう発想のもとに質問させていただいたわけですが、2月監査が大雪のため実施されなかったもので、資料がないんですけれども

も、12月現在だと、包括的支援事業、執行率ゼロだと。ほかの各款項は、ほぼ大体60から70%。執行率がゼロということは、支出がゼロということ。これは一般住民の皆さんも非常に理解しにくい部分であるわけですし、ぜひともその辺の会計処理については、非常に問題があるということですので、その辺のところは改めていくべきであろうかと思えます。

上半期、下半期ということですが、そんなに置かないで、四半期ごとぐらいの予算執行を適切に行っていただきたいと、そんなふうに考えるわけです。

予備費については、これは取り崩しした時点で減額されるわけですが、介護保険の場合は、予備費はその時点で100万円の予備費については取り崩さない。ゼロ%。予備費と同じようなことで、包括支援事業が執行割合が、支出割合がゼロということは、非常に理解しにくい部分があるので、今後、そういうことのないようよろしくお願いをしたいと思います。

○議長 佐藤公夫 健康課長

○健康課長 神宮喜美 ご指摘のように、できれば四半期ごとに取り扱いをしていきたいという考えであります。国・県からの交付金が入ってくるのが、やはり10月なんですね。また、社会保険診療報酬支払基金からは、若干ではありますが、毎月入ってきておりますので、その入ってくる範囲内で、四半期ごとに改めていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 今、健康課長の答弁だと、国や県からの補助金なり交付金が遅いと。これは一般会計においても同じことが言えると思えますよね。特に、過疎債などは出納閉鎖直前の5月に近いと。そういう中でやりくりしていくために財政調整基金があるわけで、一般会計と4億円、5億円という運転資金を蓄えて、一般市中銀行からの借り入れをなくしていると。企業会計においても、そのための基金があるわけですし、やはりその辺は基金の調整で、よくよく基金が足りなければ、一般会計からの充当で対応しているわけですし、この介護保険事業だけでなく、ほかの水道、あるいは合併浄化槽においても、みんなそういうことで会計処理しているわけで、ぜひともその辺のところは、ほかと肩を並べるような形で執行状況の報告を、また一般町民からも要請された場合には、こういう状況ですよと報告できるような形をつくっておいてもらうのが理想かと思うので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長 佐藤公夫 ほかに質疑ございませんか。

(発言する声なし)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結し、第23号議案から第

30号議案の8議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第25、第31号議案から第38号議案まで一括議題といたします。

まず、第31号議案 平成26年度下仁田町一般会計予算から順次説明を願います。企画財政課長

(神戸康全企画財政課長 登壇)

○企画財政課長 神戸康全 命によりまして、第31号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第31号議案 平成26年度下仁田町一般会計予算、平成26年度下仁田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50億9,900万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額のみを申し上げます。

まず、歳入でございます。1款町税8億7,800万円、2款地方譲与税5,760万円、3款利子割交付金180万円、4款配当割交付金147万8,000円、5款株式等譲渡所得割交付金42万2,000円、6款地方消費税交付金1億380万円、7款ゴルフ場利用税交付金1,540万円、8款自動車取得税交付金1,600万円、9款地方特例交付金110万円、10款地方交付税21億4,000万円、11款交通安全対策特別交付金139万8,000円、12款分担金及び負担金5,817万5,000円、13款使用料及び手数料6,528万5,000円、14款国庫支出金3億9,487万8,000円、15款県支出金3億5,319万8,000円、16款財産収入357万8,000円、17款寄附金14万1,000円、18款繰入金2億3,242万6,000円、19款繰越金1,000円。

4ページをお願いします。20款諸収入9,782万円、21款町債6億7,650万円、歳入合計50億9,900万円でございます。

5ページをお願いします。次に、歳出でございます。1款議会費7,915万5,000円、2款総務費9億8,979万円、3款民生費11億360万7,000円、4款衛生費7億4,631万4,000円、5款労働費211万1,000円、6款農林水産業費2億5,757万3,000円、7款商工費2億730万1,000円、8款土木費3億2,052万9,000円。

6ページをお願いします。9款消防費2億3,592万9,000円、10款教育費4億8,074万1,000円、11款災害復旧費1万1,000円、12款公債費6億6,271万2,000円、13款諸支出金322万7,000円、14款予備費1,000万円、歳出合計50億9,900万円でございます。

8ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございますが、土地開発公社の借入金に対する債務保証について、期間を平成26年度から債務完了の年度までとし、限度額を2,555万2,000円に約定利息を加えた額と定めるものでございます。

次に、第3表地方債でございますが、過疎対策事業1億7,440万円、ガス事業補助の一般会計出資債250万円、臨時財政対策債2億円、全国防災事業債1億460万円及び緊急防災・減災事業債1億9,500万円で、限度額を合わせて6億7,650万円に、また起債の方法、利率、償還の方

法について、ここに記載のとおりと定めたいとするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。また、12ページからの2の歳入及び3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 以上で一般会計予算の説明が終わりました。

暫時休憩といたしまして、再開は午後1時からいたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○議長 佐藤公夫 休憩を解いて再開いたします。

第32号議案 平成26年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、第33号議案 平成26年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算及び第34号議案 平成26年度下仁田町介護保険特別会計予算について、健康課長に説明を求めます。健康課長

(神宮喜美健康課長 登壇)

○健康課長 神宮喜美 それでは、81ページをお願いいたします。命によりまして、第32号議案から34号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第32号議案 平成26年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、平成26年度下仁田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億6,840万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合の同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額のみ申し上げます。

歳入、1款国民健康保険税2億3,801万5,000円、2款使用料及び手数料8万2,000円、3款国庫支出金2億5,640万6,000円、4款療養給付費交付金9,627万3,000円、5款前期高齢者交付金2億5,837万2,000円、6款県支出金6,543万8,000円、7款共同事業交付金1億3,965万6,000円、8款財産収入6,000円、9款繰入金1億1,276万2,000円、10款繰越金1,000円、11款諸収入138万9,000円、歳入合計11億6,840万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いします。歳出でございます。1款総務費600万7,000円、2款保険給付費7億7,682万円、3款後期高齢者支援金等1億4,048万2,000円、4款前期高齢者納付金等9万9,000円、5款老人保健拠出金1万円、6款介護納付金7,245万8,000円、7款共同事業拠出金1億3,684万9,000円、8款保健事業費1,373万8,000円、9款基金積立金6,000円、10款公債費62万9,000円、11款諸支出金130万2,000円、12款予備費2,000万円、歳出合計11億6,840万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。また、2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、101ページをお願いします。第33号議案 平成26年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算、平成26年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,870万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算、款の区分と金額のみ申し上げます。

歳入、1款後期高齢者医療保険料7,799万3,000円、2款使用料及び手数料1万9,000円、3款繰入金5,429万6,000円、4款繰越金1,000円、5款諸収入639万1,000円、歳入合計1億3,870万円としたいとします。

次に、歳出でございます。1款総務費199万5,000円、2款保健事業費696万9,000円、3款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,873万3,000円、4款諸支出金2,000円、5款公債費1,000円、6款予備費100万円、歳出合計1億3,870万円としたいとします。

次のページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。また、次の2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略させていただきます。

続きまして、111ページをお願いします。第34号議案 平成26年度下仁田町介護保険特別会計予算、平成26年度下仁田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億1,890万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

次ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算、款の区分と金額のみ申し上げます。

歳入、1款保険料2億593万5,000円、2款使用料及び手数料2万3,000円、3款国庫支出金3億4,082万3,000円、4款支払基

金交付金 3 億 6, 4 9 3 万 3, 0 0 0 円、5 款 県 支 出 金 2 億 2, 7 4 6 万 4, 0 0 0 円、6 款 財 産 収 入 3, 0 0 0 円、7 款 繰 入 金 1 億 7, 9 6 9 万 円、8 款 繰 越 金 1, 0 0 0 円、9 款 諸 収 入 2 万 8, 0 0 0 円、歳 入 合 計 1 3 億 1, 8 9 0 万 円 と し た い と す る も の で ご ざ い ま す。

次に、歳出でございます。1 款 総 務 費 4, 5 6 6 万 3, 0 0 0 円、2 款 保 険 給 付 費 1 2 億 4, 7 7 1 万 5, 0 0 0 円、3 款 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金 1, 0 0 0 円、4 款 基 金 積 立 金 3, 0 0 0 円、5 款 地 域 支 援 事 業 費 2, 4 5 1 万 3, 0 0 0 円、6 款 公 債 費 1, 0 0 0 円、7 款 諸 支 出 金 4, 0 0 0 円。

次のページをお願いします。8 款 予 備 費 1 0 0 万 円、歳 出 合 計 1 3 億 1, 8 9 0 万 円 と し た い と す る も の で ご ざ い ま す。

次に、1 1 5 ページをお願いします。歳入歳出予算事項別明細書、1 の 総 括 に つ き ま し て は 説 明 を 省 略 さ せ て い た だ きます。また、次の 2 の 歳入、3 の 歳出 に つ き ま し て は、さきの 全 員 協 議 会 で 説 明 さ せ て い た だ きましたので 省 略 さ せ て い た だ きます。

以上ですが、よろしくをお願いします。

○議長 佐藤公夫 次に、第 3 5 号 議 案 平 成 2 6 年 度 下 仁 田 町 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算 に つ い て、水 道 課 長 に 説 明 を 求 め ま す。水 道 課 長

(金井義富水道課長 登壇)

○水道課長 金井義富 命によりまして、第 3 5 号 議 案 を 朗 読 し、ご 提 案 ご 説 明 申 し 上 げ ま す。

予算書の 1 2 9 ページをお願いいたします。第 3 5 号 議 案 平 成 2 6 年 度 下 仁 田 町 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算、平 成 2 6 年 度 下 仁 田 町 の 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計 の 予 算 は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 5, 1 6 0 万 円 と 定 め る。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳 入 歳 出 予 算」に よ る。

地方債、第 2 条、地方自治法第 2 3 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 起 こ す こ と が できる 地方債 の 起 債 の 目 的、限 度 額、起 債 の 方 法、利 率 及 び 償 還 の 方 法 は、「第 2 表 地 方 債」に よ る。

一時借入金、第 3 条、地方自治法第 2 3 5 条 の 3 第 2 項 の 規 定 に よ る 一 時 借 入 金 の 借 り 入 れ の 最 高 額 は 2, 0 0 0 万 円 と 定 め る。

歳出予算の流用、第 4 条、地方自治法第 2 2 0 条 第 2 項 た だ し 書 き の 規 定 に よ り 歳 出 予 算 の 各 項 の 経 費 の 金 額 を 流 用 す る こ と が できる 場 合 は、次 の と お り と 定 め る。第 1 号、各 項 に 計 上 し た 給 料、職 員 手 当 等 及 び 共 済 費 に 係 る

予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

歳入、1款水道事業収入6,098万1,000円、2款分担金及び負担金44万1,000円、3款国庫支出金2,401万円、4款繰入金2,235万3,000円、5款繰越金1,000円、6款諸収入11万4,000円、7款町債4,370万円、歳入合計1億5,160万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。1款水道事業費1億5,110万円、2款予備費50万円、歳出合計1億5,160万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。第2表地方債、起債の目的、簡易水道施設改良事業債のうち、簡易水道事業債として2,190万円、同じく過疎対策事業債として2,180万円、限度額計4,370万円としたいとするものでございます。起債の方法以下につきましては、記載のとおりでございます。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、説明は省略をさせていただきます。また、135ページの2の歳入以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 次に、第36号議案 平成26年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算について、産業振興課長に説明を求めます。産業振興課長
(加庭紀夫産業振興課長 登壇)

○産業振興課長 加庭紀夫 149ページをお願いいたします。命によりまして、第36号議案を朗読し、ご提案ご説明申し上げます。

第36号議案 平成26年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算、平成26年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,520万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

150ページをお願いいたします。第1表の歳入歳出予算ですが、款の区分と金額のみ申し上げます。

まず、歳入、1款分担金及び負担金834万円、2款使用料及び手数料1,271万7,000円、3款国庫支出金1,532万円、4款県支出金828万円、5款財産収入2,000円、6款繰入金1,013万7,000円、7款繰越金1,000円、8款諸収入3,000円、9款町債2,040万円、歳入合計7,520万円としたいとさせていただきます。

次に、151ページ、歳出です。1款浄化槽事業費6,846万5,000円、2款公債費623万5,000円、3款予備費50万円、歳出合計7,520万円としたいとさせていただきます。

152ページをお願いいたします。第2表は地方債でございます。起債の目的は浄化槽施設設置事業、下水道事業債として1,020万円、同じく過疎対策事業債として1,020万円、限度額計2,040万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりとなっております。

153ページに移りまして、歳入歳出予算事項別明細書ですが、1の総括につきましては説明は省略をさせていただきます。155ページをお願いいたします。2の歳入、3の歳出につきましても、さきの議会全員協議会で説明させていただきましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤公夫 次に、第37号議案 平成26年度下仁田町水道事業会計予算及び第38号議案 平成26年度下仁田町ガス事業会計について、ガス水道課長に説明を求めます。ガス水道課長

(金井義富ガス水道課長 登壇)

○ガス水道課長 金井義富 命によりまして、第37号議案及び第38号議案を朗

読み、ご提案ご説明申し上げます。

予算書の161ページをお願いいたします。第37号議案 平成26年度下仁田町水道事業会計予算、総則、第1条、平成26年度下仁田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、給水戸数2,321戸、第2号、年間給水量66万6,553立方、第3号、1日平均給水量1,826立方。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款の区分と予定額を申し上げます。収入、第1款水道事業収益1億9,960万円、支出、第1款水道事業費用2億1,260万1,000円。

次のページをお願いします。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,027万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金6,027万4,000円で補てんするものとする。同じく款の区分と予定額を申し上げます。収入、第1款資本的収入6,399万2,000円、支出、第1款資本的支出1億2,426万6,000円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、配水本管布設替工事、限度額1,550万円、起債の方法、証書借り入れ、利率年5%以内、償還の方法、貸付先の融資条件による。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費4,447万2,000円。

他会計からの補助金、第9条、水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債の元利償還金等及び児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は6,816万7,000円である。

棚卸資産購入限度額、第10条、棚卸資産購入限度額は155万6,000

円と定める。

重要な資産の取得及び処分、第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。1、取得する資産、種類、配水本管布設替工事、名称、国道254号線本管布設替工事、数量、L=176.4メートル、PEパイ100ミリ。

平成26年3月10日提出、下仁田町長 金井康行。

次のページの平成26年度下仁田町水道事業会計予算実施計画以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので説明は省略させていただきます。

続きまして、183ページをお願いいたします。第38号議案 平成26年度下仁田町ガス事業会計予算でございます。総則、第1条、平成26年度下仁田町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、供給戸数1,338戸、第2号、年間供給量83万6,608立方、第3号、1日平均供給量2,292立方。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款の区分と予定額を申し上げます。収入、第1款ガス事業収益1億7,043万円、支出、第1款ガス事業費用1億6,026万9,000円。

次のページをお願いします。資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,617万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額186万6,000円、過年度分損益勘定留保資金2,234万4,000円、当年度分損益勘定留保資金196万7,000円で補てんするものとする。同じく款の区分と予定額を申し上げます。収入、第1款資本的収入1,600万2,000円、支出、第1款資本的支出4,217万9,000円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、ガス本管布設替工事、限度額1,350万円、起債の方法、証書借り入れ、利率年5%以内、償還の方法、貸付先の融資条件による。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。第1款ガス事業費

用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費4,698万7,000円。

他会計からの補助金、第9条、職員の児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は66万円である。

棚卸資産購入限度額、第10条、棚卸資産購入限度額は6,495万7,000円と定める。

平成26年3月10日提出下仁田町長 金井康行。

次のページの平成26年度下仁田町ガス事業会計予算実施計画以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤公夫 提案説明が終わりましたので、第31号議案から第38号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきます。それでは、質疑をどうぞ。堀口博志君

○10番 堀口博志 一般会計、30ページ、総務費、2款、町長室のことなんですけれども、ここに町制60周年記念となっておりますが、1955年の合併以来60周年になるということだと思わんですけれども、この60周年記念に当たって、どのような企画を持っていらっしゃるか教えていただきたいと思えます。

○議長 佐藤公夫 総務課長

○総務課長 永井正信 合併60周年記念行事といいますか、式典につきましては、これから4月に検討委員会を立ち上げて、検討していくことになっております。

○議長 佐藤公夫 堀口博志君

○10番 堀口博志 予算化してあって、概算で予算がとってあることだというふうに理解すればいいことだと思いますが、この60周年記念ということが事実上なりますと、10年前50周年記念を行いました。節目節目の年であると思えます。そういうことを踏まえながら、先日、全員協議会において予算書の説明を受けたわけなんですけれども、このとき、かねて5年も前から、この町の履歴とも言える町史の改編、ふるさとセンター費の中で説明があるかな

とは思っていたんですけれども、そのセンター費の文化財調査、ここだとは思うんですけれども、荒船風穴に関する世界遺産の登録並びにパンフレットやポスター、駐車場、石積み等々の説明をいただきました。この60周年に当たって、5年にわたる予算をとりながらも、改編ができず、明許繰越にしたり、後々考えておく、やるというような方向の答弁はいただいておりますが、この節目の年に、町の履歴とも言えるこの町史の改編について、一つも方向性が見出されてない。予算がもし入っているなら、私の説明を聞いた中で落としているということですので、このことについて、予算をとり、町史の改編が図れる計画はあるんだか説明をいただければと思います。

○議長 佐藤公夫 教育課長

○教育課長 竹内芳則 町史は重要である、必要であるというようなことは十分認識しているつもりでございます。ただ、前回予算計上した際もそうでありましたけれども、下仁田町の場合、歴史にかかわる資料が非常に不足している実態もございまして、まずは資料収集をしなければ、町史を編さんする責任者である編さん委員の皆様を選任することは非常に大変な状況でありまして。資料収集者の心がけることを一定程度行いまして、その後に町史発行に向けた検討をしたいと考えております。

○議長 佐藤公夫 堀口博志君

○10番 堀口博志 その答弁は過去にも聞いております。そのときにも、これから資料の収集も心がけたい、していきたいというような答弁も聞いておりますので、教育長もご存じと。新しくなられてからもその話も出ましたから、ご存じのことで。ぜひ教育長の指導のもとでもしてもらわなければならないことだと考えております。それで、少しは資料の収集は進んでいますか。

○議長 佐藤公夫 教育課長

○教育課長 竹内芳則 当面、平成26年度予算に計上した分としましては、学校資料の整理のために臨時職員の賃金を計上してございます。

○議長 佐藤公夫 堀口博志君

○10番 堀口博志 それは直接的に町史の改編につながるのでしょうか。大きい意味、小さいというか、一つ一つの予算ではなくて、やはりこれは必要なのか必要でないのか。資料を集めるつもりですということは、今までも聞いてきました。これを一歩足を踏み入れて、難しい、年月がたてばたつほど難しくなると思います。ぜひこういう面においては、もう日ごろからの努力だと思いますし、先日来全員協議会でジオパークのことについても質問させていただきました。ことしのジオサイトの整備等々は、今後必要に応じ

て補正をとって行いたいという答弁もいただきましたが、それも非常に1年間の計画がなければあいまいだなどは思っていたんですけれども、この60年という節目に当たっては、手をつけざるを得ないんじゃないかな。手をつけなければ、またこのきっかけが60年ですから、これまた先延びしていくんじゃないかなというふうにも考えるところですので、あえて2款と10款に当たる質問ですけれども、予算決算特別委員会の中では、職員がまたがることですので、あえてこの場で質問させてもらっているわけですけれども、ぜひこの当初予算に盛り込んでないとしましたら、補正でも組みまして、ぜひ一步でも前に進んでいただきたいと。当初の予算に対して、盛り込んでないんですから。せっかくの60年の節目がきっかけがあると思いますので、その辺、前向きな回答をいただければと思いますけれども。

○議長 佐藤公夫 教育課長

○教育課長 竹内芳則 直接の町史編さんにかかわる費用は計上してございません。先ほども申し上げましたけれども、前回の計上したときの反省点もございまずので、前回予算計上したようなことにならないためにも、準備をしっかり進めてから取り組む必要があるというふうに考えております。

○議長 佐藤公夫 堀口博志君

○10番 堀口博志 今議会での当初予算につきましては、この1年間の指針とも当たるものであります。そういう中に、この1年間どういうふうに挑戦をしていくのか、またどんなものやっっていく、行事をやっっていくかということも、この予算書によつての1年間の計画でありますので、そういう中に盛り込まれるとえば、ぜひ60周年の期に、一步でも前へ進めるようお願いしたいと。

ただ、同じ質問は3回までということでございます。これが3度でございますので、この場では申しませんが、ぜひ町長にもご理解をいただいた中で、皆で力を合わせた中で、一步でも資料集めにできますように、また継続していかないと改編はできないと思いますので、ぜひご尽力を賜ればと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長 佐藤公夫 町長

○町長 金井康行 堀口博志議員のただいまのご発言でございますが、以前にも申し上げておまして、その進めるべく対応しておりましたが、堀口博志議員ご存じのとおり、今、富岡製糸場と絹産業遺産群ということで、荒船風穴の登録が間近に迫っておりますし、そちらの対応に町史の編さんに関する先生方も重複しておりますので、いろいろとお願いしたんですが、なかなか一緒

の進行が難しいと、こういう状況で話をされておりました、今、堀口博志議員がおっしゃるように、進めるべく同じ気持ちでおったんですが、なかなかきっかけがつかめない状況でございまして、今年度に入りまして、今、教育課長からお答えありましたように、何かのきっかけをつくりたいと。それは、1つに6月で1つの方向が定まった後には、ひとつ全面的な協力をお願いして、少しでもスピードアップして編さんに努めていきたいということでお話をお願いしてありますが、そんな状況でございまして、やらないという気持ちではございませんし、そんな状況下でございまして、ぜひこれからも議員各位からもご指導いただきまして、積極的に進められるような方法をまた考えていきたいと、こういう状況でございまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 佐藤公夫 ほかに質疑ございませんか。島崎絃一君

○9番 島崎絃一 一般会計予算、同じく50ページ、7款商工費をお願いします。

産業振興対策費として1,204万円計上されているわけですがけれども、全員協議会の説明で、たしか観光協会の事務所をどうのこうのと、説明を受けたと記憶しているわけですがけれども、その辺の内容について、詳しく説明をいただけたらと思います。

○議長 佐藤公夫 産業振興課長

○産業振興課長 加庭紀夫 ただいまのご質問でございます。ご存じのとおり、こんにゃく体験道場が商工会のほうから役場のほうへ戻されまして、直営ということになりました。それと、平成25年補正で可決していただきましたこれからの観光行政について、専門家によりますところのコーディネートをお願いしているところでありますけれども、それとあわせて、下仁田町観光協会の見直しという話が出ておりました、その辺観光協会の事務所とあわせまして、直営になりましたこんにゃく手作り体験道場の運営をその建物でしていきたくということで、事務所の建設工事として予算化をお願いしたところでございます。

○議長 佐藤公夫 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 そうすると、ここに15節工事請負費828万6,000円とあるのが、これに該当するわけですか。

○産業振興課長 加庭紀夫 はい、そうでございます。

○議長 佐藤公夫 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 議案全員協議会の際に、町長冒頭のあいさつの中で、観光を中心とする施策、世界遺産、ジオパーク、あるいはねぎサミット等々と、そ

ういうことに新規事業として力を入れていきたいと、そういう挨拶があったわけですが、観光協会、事務所をあそこに移してやるんだという中身について、具体的にどういう構想でどう進めていくのか。その辺のところ、また日程的にいつ事務所を着工して、あそこに移るか、今の状況はどうなっているか、その辺のところを説明をお願いします。

○議長 佐藤公夫 産業振興課長

○産業振興課長 加庭紀夫 今のご質問でございます。一応予算が通りました暁には、4月早々に設計、工事発注をして、世界遺産登録の6月を目途に建設を進めたいという考えであります。そういうことでございます。

○議長 佐藤公夫 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 それでは、今の観光協会の組織の内容を見ますと、町長が会長、あと理事の皆さんは、それぞれの団体の長の当て職的な意味合いが非常に強いと。そういう中で、何年か様子を見ても、非常に形骸化というか、マンネリ化、語弊がありますかしれませんけれども、年中行事に徹しているわけですが、その辺、下仁田独自の観光開発、観光協会としての役割というものが非常に見えてこないわけですし、事務所をあそこへ移してやるということは、相当な構想のもとにやられると思うんで、その辺のところをお聞かせ願えたらと思います。

○議長 佐藤公夫 産業振興課長

○産業振興課長 加庭紀夫 島崎議員おっしゃるとおり、下仁田には数多くのポテンシャルがあります。そのポテンシャルをいかに生かしていくかということが、今までの観光協会ではちょっと厳しいのかなというふうな意見もあります。そんなことで、観光協会をどういう株式会社化するか、その辺はまだこれから、今、専門化が検討しているところでございますけれども、下仁田のポテンシャルを生かすためのいわゆる営業にたけている職員をそこに配置するような計画で、今、専門家のほうでは業務を進めていると聞いております。それらを参考に、下仁田町のこれからの産業施策を見直すということで考えております。

○議長 佐藤公夫 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 ちょっと具体的に見えてこないんですけれども、過去にも一般質問で補助金交付団体の長が町長ではまずい、検討されたいというようなことも申し上げましたけれども、既に1年たって、現在は町長が観光協会の会長をしているわけですが、補助金を受ける側と渡す側は全く同一人物ということですが、その辺、平成26年度に向けて組織をどう変えようとし

ているのか、どういうふうに持っていこうとしているのか、町長、その辺どうでしょうか。

○議長 佐藤公夫 町長

○町長 金井康行 今、産業振興課長からお伝え申し上げましたけれども、内容につきましては、この予算に反映できるのは、まずは観光協会の組織のあり方ということで、今、取りざたされております下仁田町の本年度の計画の中に、どうしても一番重要視して、強力な体制をとってもらうのが観光協会ということで、商工会を初め、諸団体の多くの方が加入している観光協会、それらの生かし方次第だということではございますが、今ご指摘のように、今までの観光協会の姿、あるいは実効性を見ておりますと、これからの下仁田町のあるべき観光には、少し島崎議員ご指摘のように問題点が多々あろうということで、今、アドバイスの観光の内容を精査していただきまして、下仁田町のいろいろな取り組んでいる方々のご意見を聞いたり、これからの平成26年度に対します事業の進め方について、提案をいただくことになっております。

そういったことに今、重点を置きまして、それらのアドバイザーと、そして地元住民の方々のご理解をいただければ、先ほど産業振興課長が申しました会社組織にして、そこに委託していくのもいいだろうという内容が決まれば、そういう形に進めていきたい。

その前提として、以前は役場庁舎内の、観光課の観光協会で行ってございましたけれども、今は産業振興課の観光協会の事務局ということでございます。それらを少し組織とともに充実させて、窓口を移してやるべく、今、進めていきたいと。

その暁には、事業にとりまして、いろいろな角度から動いて、また誘致をしていただけるような、そんな職員を配置して、観光行政を今までになかった下仁田町の内容に取り組んでいきたいと、思っておりますので、その節には、また議会からもいろいろご指導賜って進めていければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長 佐藤公夫 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 現在、世界遺産関連、ジオパーク、農産物のすべての発信しているパンフレットには、お問い合わせは82・2111、つまり下仁田町役場へどうぞと。しかしながら、土日役場への問い合わせに対しては、日直の職員さんが要るわけですが、すべての人がそういったことに精通しているわけではないので、役場へ問い合わせたけれども、全くわからない対応

だったと、そういう声も聞いております。ましてや、6月には世界遺産認定になれば、さらにそういった問い合わせ等々がふえるわけですし、そういう弊害も現状では出ているわけなので、ぜひともこの辺のところは、早急な対策と具体的な事業を進めるに当たって、ぜひとも早急な対応をお願いをしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 佐藤公夫 町長

○町長 金井康行 先ほど申し上げましたように、いろいろご意見をいただく中で、心していききたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長 佐藤公夫 そのほか質疑ございませんか。永井正之君

○1番 永井正之 平成26年度の予算について、農林水産業費の予算、11ページですけれども、全体50億円の中で、農林水産業費予算が2億5,000万円、5%ですね。その中に大事業であります農林道の建設に1億4,000万円ぐらい使うと、町長が選挙で公約した農業振興、それに対する、町長が農業に対する思いというものが感じられません。今、この衰退している農林業ですが、現状維持を保つためにも、町長の思うようにしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長 佐藤公夫 町長

○町長 金井康行 農林業の思いということでご指摘でございますが、農業に関しましても、本年も町の柱の大きなものとして取り組んでおります。そうした中に、本年は、昨年から続いておりますが、平成26年から県で始まります、林業に関しましては、ぐんま緑の県民基金の税を県民挙げていただくということで、それらについても方向性を示していきたいというところでございますが、農林水産業費としては、農業後継者対策等々を1つの柱として、シイタケ等振興対策、戸別補償制度等、小規模土地改良等も踏まえまして、進めているところでございます。

また、さきの大雪の災害につきましても、非常に今年度出ばなをくじかれたというような状況で、例を見ない豪雪につきましても、県初め、国の補助等々を利用して、ここで農業者の腰砕けを防ぐために、県と協力しまして、十分な補助体制を整う方向で今、進めておりますし、また事業につきましても、積極的な参加を農業者には勧めていけるよう努力していきたいという思いで予算組みをしております。

見えないところといいますと、具体的にはわかりませんが、まずは積極性を持った農業の取り組みをしていただける後継者を育てていくような、そん

な施策をぜひ議員各位のご協力とご指導を賜りまして進めていきまして、下仁田町の将来を担っていただきたいと思いますという考えでございますので、よろしく申し上げます。

○議長 佐藤公夫 永井正之君

○1番 永井正之 ぜひよろしく申し上げます。

以上です。

○議長 佐藤公夫 そのほかにご質疑ございますか。

(発言する声なし)

○議長 佐藤公夫 質疑がないようですので、質疑を終結し、第31号議案から第38号議案の8議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤公夫 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤公夫 次に、日程第26、陳情・請願を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかなる制定を求める意見書に関する陳情書は、社会経済常任委員会に、請願第2号「新聞への消費税軽減税率適用を求める請願」は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長 佐藤公夫 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 平成26年3月12日 午後 2時02分